# 【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年6月28日

【会社名】 株式会社fonfun

【英訳名】 fonfun corporation

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役執行役員経営管理部部長 八田 修三

【本店の所在の場所】 東京都杉並区上高井戸一丁目8番17号

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

#### 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長林和之(提出日現在)及び取締役執行役員経営管理部部長八田修三(提出日現在)は、当社及び連結子会社並びに持分法適用会社(以下「当社グループ」という)の財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

#### 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成23年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠致しました。

本評価においては、連結ベースの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社並びに持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定致しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び持分法適用関連会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定致しました。なお、連結子会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の売上高(連結会社間取引消去後)の金額が高い事業拠点から合算していき、連結売上高の概ね2/3に達している事業を「重要な事業拠点」と致しました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、ソフトウェア、版権料、給料、販売費及び一般管理費に至る業務プロセスを評価の対象と致しました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

### 3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断致しました。したがって、平成23年3月31日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断致しました。

記

有価証券報告書「第5 経理の状況1(1)連結財務諸表 追加情報」において記載しているとおり、当社

において、不適切な会計処理が過去数年にわたり行われていたことが判明致しました。

当社の過年度の不適切な会計処理に対して、それがどのような経緯で発生したかについて、第三者の立場で厳正かつ徹底した事実関係および原因究明の調査を進めるために、第三者の有識者から構成される第三者調査委員会の設置を平成22年12月8日の取締役会において決議し、調査を実施致しました。当該調査により、当社及び連結子会社において平成21年3月期から平成23年3月期第2四半期までの間、取引実体のない架空資産の計上や費用計上等不適切な会計処理が行われていることが具体的かつ詳細に判明致しました。なお、第三者調査委員会の調査結果の概要は、平成23年3月1日に当社ホームページにて公表されております。

当社はこれを受けて、第13期(平成21年3月期)以降の連結財務諸表等を遡及処理することと致しました。不適切な会計処理の概要は、当社代表取締役が複数回にわけ会社資金を不正に流出させ、実体の無い資産を計上していたことなどであります。

これは、代表取締役個人に対する強い依存体質があり取締役会や監査役会による監督機能が十分でなかったこと等が大きな原因であったと判断しております。

したがって、当社の全社的な内部統制、全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスに関する内部統制に重要な欠陥があったため、不適切な会計処理が行われ、かつその発見に遅れを生じさせたものと認識しています。

当事業年度の末日までに是正されなかった理由は、当該不適切な会計処理の件に全取締役が関与していたため、第三者調査委員会の助言により全取締役が出社停止したことにより、取締役会の開催ができなくなったためであります。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を十分に認識しており、重要な欠陥を是正するために、内部統制報告書提出日までに下記のとおり是正措置を実施致しました。

取締役会、監査役会の刷新

全取締役・全監査役の辞任

経営監視体制の強化

社外有識者による経営監視機関の設置

適切な社外役員の人選

社外有識者及び監査役会(当時)の助言を基に人選

また、下記のとおり再発防止策を講じ、適切な内部統制を整備・運用してまいる方針であります。

取締役会の機能の実効化

監査役による監査の充実

監査役と会計監査人及び内部監査室との連帯

法令遵守意識の向上

内部監査の充実

実効的な内部通報制度の設置及び周知徹底

職務権限の見直し

## 4 【付記事項】

該当事項ありません。

EDINET提出書類 株式会社 f o n f u n (E05302) 内部統制報告書

5 【特記事項】

該当事項ありません。